資料5

随意契約の対象に関する認定基準の設定について（案）

（地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号関係）

１　趣旨

平成２５年４月に障害者優先調達法が施行され、自治体には障がい者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるように努める責務が定められた。

　　従来から、障がい福祉サービス事業所等の施設については、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号の規定により随意契約ができるとされてきた一方、障がい者を多数雇用している特例子会社や、物品・役務の調達を障がい者就労施設にあっせん・仲介する共同受注窓口等は、その対象とされていなかった。

　　同号の規定には、知事が事業所等の追加認定をすることができる規定があることから、この規定を用いて、随意契約が可能となる対象範囲を拡大し、行政の福祉化のさらなる推進を図る。

地方自治法施行令　※関係部分を抜粋

(随意契約)

第百六十七条の二　地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一　売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二　不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十一項に規定する障害者支援施設(以下この号において**「障害者支援施設」**という。)、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター(以下この号において**「地域活動支援センター」**という。)、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において**「障害福祉サービス事業」**という。)**を行う施設**若しくは**小規模作業所**(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)若しくは**これらに準ずる者**として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（略）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、（略）若しくは**これらに準ずる者**として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、（以下略）

２　自治体発注における随意契約の区分（地方自治法施行令１６７条の２に基づく）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金額 | ～１００万円 | １００万円超～１６０万円 | １６０万円越～ |
| 物品購入 | １号随契（少額随契） | | ３号随契（政策随契） |
| 委託役務 | １号随契（少額随契） | ３号随契（政策随契） | |

３　障害者優先調達法並びに地方自治法施行令の対象事業所　　　　（　）は府内の事業所数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 種別 | 優先調達推進法の対象 | 地方自治法施行令３号随契の対象 |
| 障がい福祉  サービス  事業所 | ①障がい者支援施設（③④⑤の事業者に限る） | ○（ 93） | ○ |
| ②地域活動支援センター | ○（194） | ○ |
| ③生活介護事業所 | ○（784） | ○ |
| ④就労移行支援事業所 | ○（281） | ○ |
| ⑤就労継続支援事業所（Ａ型・Ｂ型） | ○（1,093） | ○ |
| ⑥小規模作業所 | ○（0） | ○ |
| 障がい者多数雇用企業 | ⑦特例子会社 | ○（35） | × |
| ⑧重度障がい者多数雇用事業所 | ○（2） | × |
| 在宅 | ⑨在宅就業障がい者 | ○ | × |
| ⑩在宅就業支援団体 | ○（2） | × |
| その他 | ⑪共同受注窓口 | ○（16） | × |
| ⑫上記①～⑩と同様に、障がい者の就労機会の確保等の活動・事業を行っている事業者 | × | × |

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号における「準ずるものとして普通地方公共団体の長の認定を受けた者」として認定する場合は、上記枠内の内から対象事業所を認定することとする。

**※特例子会社とは**

障害者雇用促進法に規定される企業子会社。一定の要件を備える場合、親企業の一部門とみなして、その子会社の雇用する障がい者を親企業の雇用数に合算できる。

**※重度障がい者多数雇用事業所とは**

以下の①～③全てを満たす企業。税制優遇措置等が受けられる。①障がい者の雇用数が５人以上。②障がい者の割合が従業員数の２０％以上。③雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の割合が３０％以上。

４ 「準ずるもの」としての認定の手続き（地方自治法施行規則第12条の2の3第1項に基づく）

　①地方公共団体の長は、あらかじめ、認定に必要な基準を定め、公表すること。

　②基準を定めるときは、あらかじめ、２人以上の学識経験を有する者の意見を聴くこと。

　③基準に基づいて認定するときは、あらかじめ、２人以上の学識経験を有する者の意見を聴くこと。

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第3号に定める

障害者支援施設等に準ずる者の認定基準（案）

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「優先調達推進法」という。）」及び「大阪府障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」並びに大阪府が推進する「行政の福祉化」を踏まえ障がい者の就労機会の確保を図るため、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第22号。以下「施行規則」という。）第12条の2の3第1項の規定に基づき、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所に準ずる者（以下「これらに準ずる者」という。）の認定に係る基準を次のとおり定める。

１ 認定基準

　 大阪府内の次に掲げる者をこれらに準ずる者の認定の対象とする。ただし、公序良俗に反する事業を行なうなど、事業者において認定にふさわしくない事実がある場合には、認定の対象としない。

(1) 優先調達推進法に規定する障害者就労施設等（施行令第167条の2第1項第3号に定める障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設及び小規模作業所を除く。）

(2) 優先調達推進法に規定する障害者就労施設等の共同受注窓口として契約主体となる事業者

　(3) 実態として優先調達推進法に規定する障害者就労施設等と同様に、障がい者の就労機会の確保等の活動・事業を行っている事業者

２ 認定方法

(1) 認定を受けようとする事業者は、認定申請書に、必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

(2) 認定申請書の提出があったときは、施行規則第12条の2の3第3項の規定に基づき、２人以上の学識経験を有する者の意見を聞いた上で、認定の可否を決定し、認定申請者に対し、認定の可否を速やかに通知する。

３　認定の取消し

　 認定を受けた者が、認定基準に該当しないことが明らかになったとき又は認定事業者として適当でない事由が生じたときは、認定を取り消すことができる。

４　その他

　　この基準の取扱いについて必要な事項は、別途、知事が定める。

５ 基準運用開始日

平成２９年○月○日